

## 弘前市総合学習センター植栽管理業務仕様書

本業務は、弘前市総合学習センター構内に植栽された植物の管理を業務委託するもので、この仕様書により実施するものとする。

- 1 作業場所 弘前市大字末広四丁目10番地1地内
- 2 樹木リスト (植栽面積合計: 297.35 m<sup>2</sup>)
  - ・オオムラサキツツジ 448本
  - ・どうだん 50本
  - ・サツキ 50本
  - ・モミ 2本
  - ・ヒマラヤスギ 2本
  - ・ヤマモミジ 2本
  - ・イタヤカエデ 3本
- 3 剪定作業
  - 年1回
    - 刈り込み(オオムラサキツツジ) 448本
    - 高木剪定(モミ、ヒマラヤスギ、ヤマモミジ、イタヤカエデ) 9本
- 4 薬剤散布
 

農薬取締法及び関係法令を順守するものとし、周囲環境、時間帯に配慮した上で必要に応じ散布する。
- 5 施肥(化成肥料) 年1回
- 6 除草 年2回以上
- 7 散水 乾燥期に実施(適宜)
- 8 雪害対策(オオムラサキツツジ、どうだん、サツキに対して実施)
  - 1) 雪囲い作業の実施 11月～12月
  - 2) 雪払い作業の実施
 

積雪の状況により、雪害による枝折れ・凍害を防止のため、適宜雪払いを実施する。
  - 3) 雪囲い解体作業実施 3月
- 9 業務実施計画の作成及び報告
  - 1) 計画書の作成
 

受託者(以下「乙」という。)は、上記業務の実施計画表を甲に提出する

ものとする。

2) 業務報告

乙は、当該業務において、薬剤散布を実施したときは、その使用薬剤名、散布量、散布時間帯を、その他の業務においては、実施内容等が記載された報告書を、各々記録写真を添えて報告するものとする。

1 0 業務費用の分担

- 1) 乙は、適切かつ効率的に業務を遂行するため、必要な機械、器具及オ料等(以下「機材」という。)を用意し、甲の業務に支障を与えないよう、努めなければならない。
- 2) 業務を遂行するうえで必要とする機材は、別に定めのあるものを除き、乙の負担とする。

1 1 服務及び規律

- 1) 乙は、委託業務に従事する者の服務及び規律に関して、使用者としての一切の責任を負わなければならない。
- 2) 委託業務に従事する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - ①火気を使用すること。
  - ②業務上必要のない場所に立ち入ること。
  - ③その他甲の業務に支障を与え、又は甲の施設管理に障害となる行為をすること。

1 2 環境への配慮

乙は、甲が実施する環境保全に係る取り組みの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。